

各障害児者施設・事業所管理者 様

埼玉県福祉部障害者支援課長 黛 昭則
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症患者の退院後の施設等での受入れについて（依頼）

本県の障害福祉行政の推進に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、全国的に新型コロナウイルス感染者が急増しており、医療提供体制の面では病床や医療従事者の増加が簡単には見込めない中、今後、本県でも新型コロナウイルス感染症の診療と通常の医療との両立が困難になるおそれがあります。

新型コロナウイルス感染症患者の退院に関する基準は、現時点で得られている国内外の医学的知見に基づいて定められています。下記通知に記載されてあるとおり、「発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合」は、当該入院患者は「病原体を保有していないこと」とされ退院することになります。

このことによって、入所施設、グループホーム、通所事業所及び居宅事業所等において、「新型コロナウイルス感染症の疑いがある」として当該退院者の利用を断ることは、通知のとおり受入れを拒否する正当な理由にはなりません。

また、新型コロナウイルス感染症に感染していない患者が退院した場合においても、「新型コロナウイルス感染症の疑いがある」という理由で利用を断ることは、受入れを拒否する正当な理由にはなりません。

各施設・事業所におかれましては、上記退院基準を満たし退院した障害者を施設等に円滑に受け入れていただきますよう、改めてお願い申し上げます。

記

- 令和2年7月3日付け厚生労働省事務連絡『障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について』の中の
 - ・「4. 感染者等の退院患者の施設での受入」及び
 - ・別紙1『令和2年6月25日付厚生労働省健康局結核感染症課長通知』参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

担当：施設支援担当

電話：048-830-3314